

藤健福第1330号

平成27年2月18日

居宅介護提供事業所 御中

藤井寺市福祉事務所長



サービス提供中にヘルパーが車両を運転する場合の報酬算定について（通知）

平素は、本市福祉行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、標記について、事業所より問い合わせがありましたので、下記のとおり、その回答内容を周知します。今後とも、適切な制度運用にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

記

Q1. ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合、通院等介助や移動支援の報酬算定はどうなるのか。

A1. 事業者やヘルパーが所有する車両をサービス提供に用いる場合には、運賃の徴収にかかわらず、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要です。許可を受けずに運送を行った場合、すべての時間の介護報酬が請求できなくなります。

なお、ヘルパーが運転する車を利用して、目的地まで移動した場合、ヘルパーの運転中は、利用者の常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いた時間で請求することとなります。

Q2. ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合、運賃については、どのように取り扱うのか。

A2. 事業者やヘルパーが所有する車両をサービス提供に用いる場合には、道路運送法上の許可が必要です。運輸支局に対して許可を受ける際に、料金の設定が必要なため、設定した料金の徴収が別途必要となります。なお、通院等介助や移動支援などの訪問系サービスの報酬には、輸送にかかる料金は含まれておりません。

- なお、ヘルパーが利用者の車両を運転する場合、特に許可や登録等は必要ありませんが、事故発生時に事業所の加入保険が利用できない可能性が高いため、控えていただきますようお願いいたします。

<参考>

- 平成20年4月以降における通院等介助の取り扱いについて（平成20年4月25日付け障発第0425001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
- 介護輸送に係る法的取扱いについて（平成18年9月国土交通省自動車交通局旅客課・厚生労働省老健局振興課・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課連名通知）

以上

〒583-8583（住所不要）

藤井寺市健康福祉部福祉総務課

電話番号：072-939-1106

FAX 番号：072-952-9503

E-mail: fukushi@city.fujiidera.lg.jp